

静岡市立西奈中学校P T A ホームページ運営規約

令和4年4月制定

第 1 章 名 称

第1条 本ホームページ（以下HP）は静岡市立西奈中学校P T A ホームページと称す。

第 2 章 公 開 の 目 的

第2条 P T A 会員に対してP T A 活動を紹介し、理解を求め、積極的なP T A への参加を啓発する。また、運営委員会及び各委員会からの広報の場として活用し、情報を迅速に提供する。

第2条の2 地域に対してP T A 活動を広報し、活動内容を知っていただくことでつながりを深め、地域と一体となって子どもたちへの支援や安全確保を行うために役立
てる。

第2条の3 その他、P T A 活動の推進に役立てる。

第 3 章 運 用 ・ 管 理

第3条 HPの管理はP T A 運営委員会(以下運営委員会)が行い、運用は運営委員会及び部活動委員会が行う。

第4条 HPのデザイン提案および基本部分の作成・更新作業、サーバーの管理については、運営委員会が必要に応じて協議しながら行う。

第5条 個々のページの作成や更新は、関係する領域の担当者と連携しながら、運営委員会及び部活動委員会を中心にこれにあたる。

第6条 HPの運用、掲載の企画、記事、画像は運営委員会の承認を得た後に掲載する。

第7条 公開した内容について、運営委員会やその関係者は掲載の訂正や削除を申し出ることができる。

第8条 HPに掲載されている情報は、予告なく変更または削除する場合がある。

第 4 章 安 全 性 の 確 保

第 9 条 運営委員会及び部活動委員会は、本HP運用・管理に関する安全性確保のために必要な措置を講じることとする。

第 10 条 HPを編集するためにはID及びパスワード入力を要求する設定とする。

第 10 条の 2 更新に必要なID、パスワードは運営委員会及び部活動委員長のみが管理し、必要な場合を除いてはそれ以外の者に告知しない。

第 11 条 コンピュータシステムあるいはデータの改ざん等の異常が認められたときには、直ちにHP運用を中止し、学校、運営委員会及び広報委員会に報告する。

第 5 章 掲 載 の 基 準

第 12 条 以下に該当するものは掲載不可とする。

1. 生徒及びPTA会員個人が特定できるような写真や記述が含まれているもの。ただし、会員本人もしくは生徒の保護者の了解が得られている時を除く。
2. 個人あるいは団体を誹謗中傷する内容が含まれているもの。
3. 明らかに事実と反すると判断されるもの。
4. その他PTA活動の趣旨にそぐわないもの。

第 6 章 ホームページへのリンク等

第 12 条 リンクを張る可否は、運営委員会で行う。

第 13 条 リンク先において、本HPの内容を無断転載することはできない。また、運営委員会が不適切と判断するリンクについては削除を要請する。

第 7 章 本 規 定 の 改 訂

第 14 条 本規定の改訂は、運営委員会にて審議、議決をもって行う。

第 8 章 権 利 の 帰 属

第 15 条 本HPに関する権利（知的財産権）は静岡市立西奈中学校PTAに帰属する。

附則

本規定は令和 4 年 5 月 1 日より施行する。